

## ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

中央区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、中央区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次とおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

令和4年6月3日

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- (1) 省エネ推進に向けた取組にすること。
  - (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進にすること。
  - (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換にすること。
  - (4) レジリエンスの強化にすること。
  - (5) 「中央区の森」その他の森林の持つ多様な機能の維持・向上にすること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取組の推進にすること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

甲：東京都中央区  
中央区長

山本 篤人

乙：東京電力パワーグリッド株式会社  
銀座支社長

光田 敏

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。